

「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」（第3回）議事要旨

1 日時

令和2年12月22日（火）午後18時00分から午後19時10分

2 場所

中央合同庁舎8号館8階特別大会議室

3 出席者

（委員）

兼原	信克	同志社大学	特別客員教授
佐橋	亮	東京大学	准教授
野口	貴公美	一橋大学	教授
松尾	弘	慶應義塾大学	教授
森田	朗	津田塾大学	教授 【座長】
吉原	祥子	東京財団政策研究所	研究員・政策オフィサー
渡井	理佳子	慶應義塾大学	教授

（政府側）

小此木	八郎	領土問題担当大臣
和田	義明	内閣府大臣政務官
中尾	睦	内閣官房土地調査検討室長
川辺	英一郎	内閣官房内閣審議官
木村	聡	内閣官房土地調査検討室次長
天河	宏文	内閣官房土地調査検討室次長
藤井	敏彦	内閣官房国家安全保障局内閣審議官
江原	康雄	内閣官房土地調査検討室参事官

4 議事概要

（1）小此木領土問題担当大臣冒頭挨拶

- ・ これまでの会議において、委員の方々から様々な論点を包括的に御議論いただいた。
- ・ この問題については、長年、国民も政治家も様々な不安を感じてきたところであり、総理からも長年の課題であるためしっかりと成果を出してほしいと言われている。
- ・ 本日は最後まで会議に出席させていただく予定であるが、引き続き忌憚のない議論を頂ければ幸い。

(2) 事務局説明

資料1、資料2、資料3（非公表）、資料4（非公表）に基づき、前回の議論及び今回御議論いただきたい点につき説明。

(3) 意見交換

- 外為法の改正で対内直接投資規制が行われた際には、土地取得について現状の把握すらできていないことについて懸念が示されていた。今回、立法措置ができるのであれば大変大きな前進。提言案は私権制限との関係について、バランスが取れたものになっていると考えられる。
- 土地等の取得後についても、事後的に利用の是正措置を行うことができる仕組みは必要であると考えられる。仕組みを備えること自体が抑止力となる。
- 対象とする土地の類型については、柔軟性を確保することが重要。安全保障環境は技術の進歩によって急速に変化する。杓子定規な規制では、後々対応に苦慮するケースが出ると考えられる。提言案では、地理的特性を勘案する旨や機動的に対応できる旨が記載されているが、最終的な法制度においても、こうした要素が残ることが重要。
- 仕組みを整えることで抑止力が働くことが期待されるが、これを対外的に示していくことで国民の安心・安全につながっていくと考えられる。
- 財産権に配慮しながら、安全保障上重要な土地について、情報を一元的に管理して、不適切な利用実態を防止するという制度が構築されることになれば、重要な始めの一步。提言案の内容を踏まえて制度が構築されるようであれば、過剰な規制とはならないと考えられる。
- 例えば、正当な理由なく調査に協力しない場合を処罰したとしても調査に応じる義務が実現するわけではない。罰則についても謙抑的な運用となると考えられる。それでは何も変わらない。運用上の工夫が必要である。
- 将来的には立入調査の権限について検討する余地があるのではないかと。抑止力の意

味で、権限としては有しておけるかというところが今後の課題になると考えられる。立入調査を行うことの可能性について、将来の課題として明記しても良いのではないか。

- 不適切な利用や取引があった場合の措置について、外為法と同じように、考慮すべき要素を明らかにすることが必要であると考えられる。
- 提言案の中では「不適切な利用」といった言葉が散見されるが、調査や規制の対象となる意味で重要な言葉になるので、脚注などに示しておくとう分かりやすい。同様に、「安全保障上の観点」という言葉も散見されるが、具体的に安全保障という言葉が何を指すのかは、脚注などに示しておくとう分かりやすい。正確に提言を理解してもらうために必要。
- 提言案では脚注に罰則に関する記述が示されているところが何か所かあるが、どういう罰則となるかについて、既存法令を参照するなどして、イメージがつくようにしておくとう良いのではないか。
- この有識者会議で議論した制度の枠組みは3つのステップがあると理解している。一つ目は調査、二つ目は報告徴収や届出による情報収集、三つ目は利用の是正に係る勧告や命令。これは段階的に規制の強度が強くなっていくものであり、特に中止命令は強い措置であるため、勧告から命令に段階的になっていくのが分かるとう良いのではないか。
- 地方公共団体への負担も考慮した上で、区域の設定に当たっては、関係行政機関との連携に加えて、地方公共団体との連携も必要になるのではないかと考えられる。
- 行政法の議論においては、情報の収集、管理、活用という三段階のステップがあることについて議論がなされている。情報の収集や管理はもとより、高度な分析が必要である旨についても提言の中で示せると良いのではないか。
- 情報収集の方法で最も緩やかな情報収集の方法は届出であり、これで情報が不足する場合には行政による調査があり、その次に立入による調査がある。提言案の表題を工夫するなどすると良いのではないか。
- 集めた情報をしっかりと活かしていくという観点から、政策立案に活かしていくことが必要であり、新しく設置されるであろう「司令塔」が情報のハブとなっていく

必要。収集される情報の量は膨大になると考えられるので、優先順位や緊急性をどう考えていくかは今後の課題であると考えられる。

- 国土利用計画法においては届出に面積要件が定められているが、手続が煩雑になるなどの理由から分割して取引をするといった事例もあるようである。仮に面積要件を定めた場合にも、懸念がある場合には対応できるようにするなど、柔軟な制度とすべき。
- 公共の福祉と私権の関係が書かれているが、両者は相反するものではなく、安全で適正な取引を可能にするために国が規制制度を設けるという面もある。安全で透明度の高い取引を担保するために制度が必要であるが、過度な規制は有害である、というように、私権を尊重するための取組であることを強調した方が良い。
- 日本は、情報の収集自体がかなり制限されているが、悪用されることは避けた上で、集めた情報を安全保障や福祉といった政策を行うために、適切かつ公正に情報を活用していくことが必要。デジタル技術の進展により可能となる部分もあるのではないかな。

(4) 和田内閣府大臣政務官挨拶

- ・ 座長を始め、委員の方々におかれては、お忙しいところお時間を頂き、心から感謝申し上げます。また、これまでの会議での議論で、この長年の課題について、大きな一歩を踏み出す議論をしていただき、心から感謝申し上げます。
- ・ 我が国では、土地所有の実態が把握しきれていないとは言えない中、実態の把握だけでもかなりの人的・金銭的資源を投じないといけないと考えられるので、しっかりとした予算・人員を配置することや、しっかりとした組織を設立しなければいけないと考えている。
- ・ その上で、国民の方々にはいかに分かりやすく説明していけるかが重要。
- ・ 一方で、経済安全保障の観点からは課題が山積しているもので、今後とも委員の方々からの御知見を頂ければ幸い。

(5) 小此木領土問題担当大臣挨拶

- ・ この長年の課題について、積極的な御意見を頂けたことに心から感謝申し上げます。委員から頂いた御意見も踏まえて、本件の重要性について、しっかりと発信していきたいと思う。
- ・ 今後の御支援についてもお願いさせていただくとともに、これまでの御協力に心か

ら感謝申し上げます。